

自由民主党東日本大震災復興加速化本部
本部長 根本 匠 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和6年6月5日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から13年が経過しましたが、復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っております。

現在、村内居住者1,513人のうち、20代から50代の働き世代は409人、12歳以下の子どもは46人、村内の高齢化は59.8%を超え、帰還率としては、25.9%に留まっており、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務です。

このため、本村では、「飯舘村第6次総合復興計画後期計画」に「人口増加策」を明示し、福島再生加速化交付金等の復興事業を活用し、村に居住する方々が豊かな生活を送ることができ、さらに避難中の方も村に帰還したい、村外の方も村に住んでみたいと思える魅力に満ちた村づくりを進めています。

また、令和4年3月の「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言に基づき、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、森林資源や、震災前からの循環型農業のノウハウを活かしながら、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、温室効果ガス吸収量を維持、増加する取組みを進めています。

令和5年5月、長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示が解除されましたが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除には至っておらず、長泥地区の再生と発展に向けた取組みを継続して進めることが必要です。

以上を踏まえて、次のとおり要望いたします。

1 第2期復興・創生期間後の財政支援について

(1) 復旧・復興事業の実態に即した財政支援について

『「第2期復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』において、「復興施策の進捗状況や効果検証等を踏まえ、それぞれ大きく異なる地方公共団体の状況も考慮しつつ、第2期復興・創生期間の5年目に当たる令和7年度に、復興事業全体の在り方について見直しを行う」としているが、第2期復興・創生期間後においても、被災自治体の状況に即した切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、できるだけ早期に方針を示すとともに、十分な財政措置を行うこと。

・復興創生に必要な不可欠な以下の復興関連事業財源及び制度等について、継続に要する中長期的かつ十分な予算措置を行うこと。

- ①福島再生加速化交付金、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業等別紙復興関連予算事業一覧に記載の国直接又は県を介して交付する事業
- ②普通交付税算定に係る人口激減緩和措置である国勢調査人口特例措置
- ③復興特区法や福島特措法に基づく課税免除措置等の特例措置
- ④被災関係条例減免による地方税の減収分に対する財政措置

・全村避難による従業員の離職、働き世代の村内居住率の低迷などを要因として未だ十分な職員数を確保できず、震災前同等規模の経営状況に達していない「いいたて福祉会」など民間事業者等に対する支援を拡充すること。

2 雇用（なりわい）を創出するための支援について

(1) 担い手の居住環境の整備について

若者や子育て世代をはじめとした村内居住者の増加を図るための支援を福島県や12市町村移住支援センターと連携を図り、相談体制を強化するとともに、民間投資による雇用、家屋・アパートの整備を創出するために必要な支援を行うこと

(2) 産業及び雇用創出のための基盤整備について

産業創出のための産業団地の整備及び企業誘致等を加速するため以下に係る予算措置、人的支援等を行うこと

- ・東北中央自動車道霊山飯舘 I C・相馬玉野 I Cにおけるハーフ I Cの解消と飯舘村へのアクセス道路の整備
- ・いわき市から飯舘村を經由し山形県の南陽市へ通じる歴史的街道の国道399号線（あぶくまロマンチック街道）の整備
- ・産業団地整備に係る国との諸手続きの簡素化

3 農畜産物のブランド化に向けた取組みの支援について

(1) 村の基幹産業である農畜産業の力強い再生と発展のため、飯舘村各種農畜産物の「いいたて」ブランドの再生、創出を図る取組みに対し、財政措置を含めた必要な支援を行うこと

(2) 本村は、帰還促進、移住促進に繋がる施策として「飯舘牛」ブランドの再生に向けた畜産振興と農地中間管理事業による農地利用集積を強力に進めてきたが、水田活用の直接支払交付金は、これらに取組む先駆的な経営体にとって重要なものであり、被災地の実態に即した適切な運用を行うこと

4 解除区域を含む帰還困難区域全域の再生に向けた支援について

(1) 令和5年5月に、帰還困難区域の一部を避難指示解除した長泥地区の再生はまさにこれからが本番であり、環境再生事業を受け入れるなど、先進的に国に協力してきた。

長泥地区の再生に必要な令和8年度以降の財政支援を継続し、福島再生加速化交付金等による農業用施設や農業機械の整備を進め、安定した経営品目を具体化するための指導を実施すること

(2) 環境再生事業が終了し、地権者に農地が返還された後も、平成29年3月末に避難指示が解除された他の19行政区との公平な支援として、令和8年度以降も営農再開支援事業等の支援策適用と予算の確保を行うこと

(3) 帰還困難区域の山林の解除に向けた要件を整理し、国有林、民有林の脱炭素に向けた長期的な視点に立っての適正な管理を指導すること

(4) 放射能への不安や風評被害の恐れのない資源作物の栽培について、経営所得安定対策に位置付けるなど、食用作物に準じた推進策を設け、農地の保全と有効活用が図れるようにすること

5 環境再生事業の理解醸成の推進について

(1) 除去土壌の県外最終処分に向け、福島県内外のより多くの人たちに長泥地区環境再生事業を見てもらうとともに、科学的知見のもと本事業の全国的な理解醸成を進めること

(2) 放射性物質を含む土壌の再生利用について、長期的な視点に立ち、長泥地区環境再生事業を事業完了後も継続的に環境省と飯舘村の協働した維持管理モデルとすること

6 脱炭素むらづくりに向けた支援について

(1) 未来志向型農業実現に向けた取組みについて

- ・木質バイオマス発電事業による排熱等を利用した未来志向型農業の構築に向けて福島再生加速化交付金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金などによる植物工場や農業施設・機械等の導入支援を行うこと
- ・福島国際研究教育機構（F-REI）と国立研究開発法人産業技術総合研究所連携による「施設園芸における再生可能エネルギーを活用した循環システムの構築と実証事業」を推進すること

(2) 森林資源の適正管理及び有効活用支援について

- ・木質バイオマス利用による脱炭素・循環型社会貢献のため「ふくしま森林再生事業」、「広葉樹林再生事業」の令和8年度以降の十分な予算措置を行うこと

7 帰還困難区域全体の避難解除に向けた取組みについて

国の「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取り組みを進めていく。」との方針に基づき、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けて、村の実態に寄り添い、総力を挙げた対応をすること

8 介護保険制度について

被災自治体の介護保険の現状と将来予測を踏まえた激変緩和措置としての財源補填、介護保険料の広域化（国保の県単位等）など、総合的な対応策を図ること。

9 人的支援について

- (1) 国・県・自治体職員の派遣を追加及び継続すること
- (2) 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金事業等の継続、産業創出、企業誘致に向け国が有する各種知見の提供等及び伴走型の人的支援を継続して行うこと
- (3) 帰還困難区域の再生と発展のため、引き続き国が有する各種知見の提供等の伴走型の人的支援を継続すること
- (4) 木質バイオマス等を利用した脱炭素むらづくりに向け、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進や、再生可能エネルギーを活用した地域の振興等、各種ゼロカーボン施策の実施、さらに村内への企業誘致等を進めるためには専門性の高い人材が必要であり、積極的な人的支援として専門職員を配置すること

10 農地集積について

村内水田における営農再開割合は、震災前と比較し30%程度であるが、意欲高い経営体への段階的な農地集積に加え、飯舘村振興公社の営農部門による全村的な地域ぐるみでの大規模農地利用集積を進め、併行して農業基盤促進事業を推進している。

また、村内の特定復興再生拠点区域は、令和5年5月に避難指示が解除されたところであり、現在地域計画の策定に向けた話し合いを開始している。

意欲ある経営体への農地利用集積を推進し、営農再開促進を図るため、機構集積協力金や営農再開支援事業、農業基盤促進事業等必要不可欠な事業について、令和8年度以降も継続した予算措置を行うこと。

1 第2期復旧・創生期間後の財政支援について(別紙 参考資料)

1. 福島再生加速化交付金

番号	新規	事業名	事業内容
1		飯舘村産業団地整備事業	(深谷地区)旧飯舘校を産業団地として整備 造成面積:111,000㎡ (小宮地区)用地買収及び造成工事
2	新規	飯舘村産業促進賃貸事業所整備事業	旧飯舘校を解体、企業用のサテライトオフィスを整備 施設の実施設計業務及び整備工事
3	新規	飯舘村産業交流施設整備事業	旧草野小を解体、企業用貸事務所を整備(木造平屋、倉庫) 施設の実施設計業務及び整備工事
4	新規	飯舘村防災備蓄倉庫整備事業	役場敷地内に災害復旧用資材、備品等の備蓄倉庫を整備 施設の測量設計業務及び整備工事
5	新規	福島県被災地域農業総合支援事業	飯舘村(長泥地区) 農業用機械等整備
6		営農再開支援水利施設等保全事業	(飯舘地区)農業用水利施設等保全事業 L=27.0km (長泥地区)ため池補修 5箇所
7		農業基盤促進事業	(飯舘西部その2)基盤整備事業用水路L=84,490.08m排水路L=3,148.23m大型排水路L=4,050.9m (長泥地区)ほ場整備事業A=14.6ha 用排水路L=379m測量設計 一式
8		飲料水安全確保対策事業 (長泥地区)	飲料水確保のための井戸掘削工事
9		帰還再生生活道路整備事業 (長泥地区)	生活道路の舗装工事
10	新規	あいの沢復興再生整備事業	あいの沢の再整備 通常時は、イベント余暇活動、地域交流の場、災害時は避難者受入拠点として再整備
11		水道水に対する住民不安解消事業	水道水放射性物質測定に係る維持管理業務等
12		村内放射線量モニタリング業務	1. 食品放射性物質測定委託業務事業 2. 食品放射性物質測定機器点検校正委託業務事業(非・破壊式21台) 3. モニタリングポスト保守点検業務(90基)
13		放射線相談支援事業	村民への放射線の影響に関連し、心身の健康、居住環境の改善を含めた村での生活の不安を解消し、村民の帰還の促進に資するため相談員等支援業務を行う。
14		飯舘村交流・移住・定住等促進支援事業	移住相談窓口の開設、協力隊支援、情報発信 等
15		飯舘村移住・定住促進ツアー企画・運営事業	移住検討者向けの村内ツアーの開催
16		飯舘村空き家・空き地バンク登録推進事業	空き家バンクへの登録物件増加のための物件調査等
17		福島定住等緊急支援(地域情報発信交付金) 飯舘村地域魅力向上・発信事業	農畜産物の風評払拭に向けた情報発信等
18		福島定住等緊急支援(地域情報発信交付金) 飯舘YOITOKO発見! ツアー	風評払拭を目的としたツアーの実施SNSによる情報発信
19		飯舘村サポートセンター運営事業	高齢者等、在宅生活に支援が必要な帰還者に対し、総合相談・生活援助、地域交流サロン、訪問等による高齢者等の見守り安否確認活動等を実施
20		災害公営住宅家賃低廉化事業	災害公営住宅の家賃低廉化
21		東日本大震災特別家賃低減事業	災害公営住宅の特別家賃低減
22		福島再生賃貸住宅整備事業 (飯舘村移住促進団地)	移住促進のための賃貸住宅整備 草野地内
23		(仮)飯舘村移住促進住宅家賃低廉化事業 (福島再生賃貸住宅)	福島再生賃貸住宅の家賃低廉化

2. ふくしま森林再生事業

番号	新規	事業名	事業内容
1		ふくしま森林再生事業	福島第一原子力発電所事故の影響により、森林所有者等による自主的な森林整備等が停滞している森林について、森林の有する多面的機能を維持しながら放射性物質の影響の低減を図るため、森林施業や路網整備と放射性物質の動態に対応した対策に一体的に取り組む。

3. 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

番号	新規	事業名	事業内容
1		飯舘村産業団地整備事業(深谷地区)	施設の実施設計業務及び整備工事

4. 福島生活環境整備・帰還再生加速事業

番号	新規	事業名	事業概要
1	新規	飯舘村多目的集会所修繕	当該施設を村内防犯対策のため福島県警に貸与している。貸与終了時期未定。
2		村道点検・草刈り等事業	一時帰宅などで使用する主要な村道の草刈り、側溝土砂上げ、支障木伐採を行い、荒廃抑制・保全を図る。
3		村道除草事業	生活道路として利用する村道の草刈を行う。
4		河川除草事業	避難により河川の草刈り等が出来なく雑草等が繁茂し、大雨時には雑草等により流水に支障となり氾濫する危険がある。帰村した村民が安心安全で生活するために、河川内の除草作業を行い災害防止を図る。
5		住民参加型環境保全事業(除草)	一時帰宅で使用する生活道路及び集会所等の草刈りを行い、荒廃抑制・保全を図る
6		村道舗装機能回復事業	村道の舗装を修繕し、機能回復を図る。
7		飯舘村防犯カメラ運用事業	防災・防犯のための警備システムを導入・運用することで安心を確保し、村民の帰還支援、地区の保全対策の一助とする。
8		きこり管理運営事業	避難者への一時宿泊施設の提供 交流、移住者人口拡大及び村の観光情報発信
9		鳥獣対策河川除草等事業	長期間の避難指示の継続により、避難解除後においても住宅周りにイノシシ等の有害鳥獣が出没・定着し、家屋の荒廃や人身事故の発生の危険性が高まっている。特に2級河川である新田川沿いでは、上流や山際の方から移動するためか、河川敷やその周辺においてイノシシの痕跡が多数確認されている。住宅周りに生息する個体数や他地域から流入してくる個体数を減少させるためには、イノシシの環境収容力を低下させる必要がある。 本事業は、新田川河川敷で藪化した柳等の支障木や下草等の伐採・伐根するものである。これにより、イノシシが河川敷の藪を住処とすることや藪化した河川敷を移動ルートとして集落に侵入することを防ぎ、地区全体のイノシシに対する環境収容力を低下させる。これにより、イノシシの生息数を減らし、村民の帰還促進を図る。

5. 被災者支援総合交付金

番号	新規	事業名	事業概要
1		スクールバス運行业務委託事業 (被災者生活支援事業)	住民の避難先である福島市等の村外から村内の学校教育施設に通園・通学する手段としてスクールバスを運行しているが、村所有のスクールバスでは不足する台数分のバス運行业務について、民間事業者に委託する。
2		生活支援ワゴン運行业務 (被災者生活支援事業)	村内の交通弱者支援を目的とした生活支援ワゴンを運行し、利用者宅まで無料で送迎することで移動が困難な村民の支援を行う。ワゴン車は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の間運行し、運行エリアを行政区単位で曜日毎に振り分けながら、水・金の週2回は村民が村外への買い物に出掛ける機会をつくり、火・木は村内の役場などの公共施設、金融機関、いいたてクリニック等への送迎を行う。
3		ひとり暮らし高齢者等携帯電話緊急通報システム運営事業 (被災者生活支援事業)	村民が避難する全地域及び飯舘村の独居高齢者、独居の重度身体障害者及び高齢者のみ世帯に対し、緊急事態発生を通報するペンダント及び携帯電話を貸与する。緊急時に自発的に連絡できない恐れがある者の健康状態や生活状況を逐一把握し、有事の際に即応することで、孤独死防止を含めた健康管理に資する。
4		若手高齢者のお助け合い事業 (被災者生活支援事業)	避難により、3世代同居だった家族が、核家族化になってしまい、帰村により高齢者だけの世帯が増加している現状である。高齢者の世帯に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能とし、要介護状態への進行防止と共に、高齢者等のコミュニティ維持及び孤立防止を図るため、下記事業について展開する。
5		村外介護サービス等送迎事業 (被災者生活支援事業)	帰村した高齢者等の交流の場を確保し、要介護状態の進行防止と自立した生活の継続を目的とし、高齢者等のコミュニティ維持及び孤立防止を図るため、村外介護サービス等送迎事業を展開。
6		被災者生活改善事業 (被災者生活支援事業)	戻りたくても戻れない高齢者や日常生活をする上で、行政手続き等が分からず改善策を見いだせないまま生活を続けることがないよう、訪問等による生活改善のための相談を実施することで、ニーズを把握し、適切な機関に繋ぐことで早期改善を図る。
7		まていな健康づくり事業	・全村避難により悪化した健康状態(内臓脂肪蓄積型肥満)の改善 ・帰村した村民同士の交流を促進し地域コミュニティの再構築を図る
8		いいたてティー・パーティ (コミュニティ形成支援事業)	村民のコミュニティ再生・維持を支援するため、村民交流会(ティー・パーティー)を開催し、避難を続ける村民と帰村した村民、ひな先の地域住民等がお茶等を飲みながら交流する場を提供する。
9		スポーツ交流事業 (コミュニティ形成支援事業)	村民のコミュニティ再生・維持を支援するため、各種スポーツ教室やスポーツ交流会等スポーツをきっかけとした村民間や村民と避難先の地域住民等が交流できる場をつくるための活動を実施する。
10		農業を満喫・農業をもっと楽しく交流事業(「心の復興」事業)	村民の心の復興を目的とし、飯舘村交流センター各施設や村内農地を活用し、農作物の生産体験や料理教室等、農業を通じた被災村民間交流等を実施する。
11		飯舘村「まていな心の復興」事業(「心の復興」事業)	村民の心の復興を目的とし、村民が自ら参加して活動することを通じて「人と人とのつながり」や「生きがい」を持って前向きに取り組むことで、地域の賑わいを取り戻し、村民が自立して暮らせるよう、心の復興を目指す活動を支援する。

6. 営農再開支援事業

番号	新規	事業名	事業概要
1		福島県営農再開支援事業	東日本大震災に伴い発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響により、平成23年度以降に牧草を含む農産物生産の中止を余儀なくされた避難区域や作付制限区域等の地域において、営農再開に係る取組を支援することによって、当該地域の営農再開等を円滑に推進すること等を目的とする。

7. その他の補助事業

番号	新規	事業名	事業概要
1		多目的交流広場管理運営事業 (ふかや風の子広場)	子育て環境の充実 子育て世代人口の増加
2		いいたてクリニック指定管理事業	村内での1次医療体制を整える。
3		被災者健診検診体制整備事業	県内広域に避難している村民の健診受診機会を確保するため、各医療機関での個別健診を実施する。
4		市町村保健医療専門職雇用事業	委託保健師による、村外避難者の特定保健指導や糖尿病重症化予防訪問により、村民の健康づくりを支援する。
5		教育復興推進事業	専門家の指導助言を仰ぎながらプログラミング学習を推進し、学習指導要領の趣旨に沿った論理的思考を身につけるための授業を実践するために必要な職員研修や特色ある教育を推進している先進校の視察などを行う。また、ふるさと学習の学びを深め、成果を避難地域の学校等に発信する。
6		福島県事業再開・帰還促進事業	地域需要の喚起 事業者の事業再開 村民の帰還促進
7		福島県被災児童生徒等就学支援事業補助金	・学用品等購入の補助 ・学校給食費の補助

8. 震災復興特別交付税

番号	新規	事業名	事業概要
1		中長期職員派遣 (復興特交)	東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるために受け入れた派遣職員に要する経費
2		職員採用 (復興特交)	東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるために採用した職員に要する経費
3		地方選挙 (復興特交)	長又は議会の議員の選挙に要する経費のうち東日本大震災の影響により生ずる経費(東日本大震災の影響による選挙期間の延長等に伴う経費)
4		避難住民等との関係維持 (復興特交)	特定住所移転者との関係の維持に資するための施策に要する経費(届出避難場所証明書の発行経費)
5		認定こども園保育料減免 (復興特交)	認定こども園保育料の減免に伴う減収補填
6		地方税減免 (復興特交)	固定資産税(償却資産)及び軽自動車税の減免に伴う減収補填
7		地方税減免 (復興特交)	帰還困難区域(旧帰還困難区域を含む)の固定資産税(土地・家屋)の減免に伴う減収補填
8		福島特措法による課税免除 (復興特交)	福島特措法による課税免除に伴う減収補填

